

憲法

新井 誠（広島大学教授）

設例ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、法という）（旧）2条は、客にダンスをさせ、飲食を振る舞う「ダンス飲食営業」（同条3号。以下3号営業という）を許可制とし（3条）、許可要件を設け（4条2項1号。構造等要件は施行規則8条）、無許可営業に罰則を定めていた（49条）。2009年当時、Yは、DJが音楽をかけ客にそれを聞かせ自由に楽しませる空間としてクラブAを経営していた。Aは3号営業の許可要件の一つであるフロア面積（66平米以上）を満たしていなかったことに加え、同業態を3号営業にあたらないとYが考えており、その許可を得ずに営業していた。同年11月×日22時頃、Aでは15名程の客が曲にあわせ個別に体を揺らしていたところ、無許可営業を理由とする警察の摘発を受け、Yは逮捕された。

設例イ 2015年6月の法改正により、ダンスを指標とする営業規制がなくなった。他方で法は、深夜0時を過ぎて客に飲食を振る舞い、かつ、客に遊興をさせる業種を新たに「特定遊興飲食店営業」（2条11項）と位置付けた。同許可では、各都道府県条例で指定する一定の早朝時間帯を除き、深夜0時や1時を過ぎた営業が可能となった（法改正前の3号営業では、深夜0時〔政令で定めた基準に従い都道府県条例が定める「営業延長許容地域」では例外的に深夜1時〕以降は営業できなかった）。しかし、「特定遊興飲食店営業」の許可制には都道府県条例に基づく地域指定制度が導入され、多くの都道府県で法改正前の上記「営業延長許容地域」に準じた範囲がその指定に利用された。そこで一部の繁華街でしか同営業許可が取れる状況にはない。Zは、法改正前に3号営業許可を取りクラブBを開業したが、深夜営業は止めていた。その後2015年法改正を経て2017年4月からBの深夜営業を考えたが、Bは「特定遊興飲食店営業」可能地域外にあることが判明した。もっともZは、2016年に最高裁で確定したダンス営業に関する裁判（後述）を踏まえると、「深夜酒類提供飲食店営業」開始の届出のみをしておけばよく、Bは「特定遊興飲食店営業」の枠内の営業形態ではないと考えるに至り深夜営業を始めたところ、警察がこれを同営業の無許可営業であるとし、Zを逮捕した。

〈問い〉 自らの無罪の主張のなかでYやZが、憲法22条1項（職業選択の自由）を中心とする議論を展開する場合、いかなる主張をすればよいだろうか。

行政法

松戸 浩（立教大学教授）

北海道製紙は工場から出る大量の排水を公共下水道に排出しているが、A 町の公共下水道の最大口使用者となっており、下水道使用料が高額化している。そこで北海道製紙は A 町に対し、工場排水を自社で処理して石狩川に直接放流したい旨の要請を再三繰り返してきたが、A 町はその都度、後掲の審査基準を説明して北海道製紙の要請に応じてこなかった。このような状況の下で、北海道製紙は新型の排水処理施設の稼働を開始し、同施設を経由した処理済水を工場内で循環使用していたが、下水道使用料を軽減するために、A 町長に対し、同施設の処理済水につき下水道法（以下「法」という）10 条 1 項但書による排水設備設置義務免除及び放流許可に係る申請をした。同条は公共下水道の利用強制を定めているが、これは都市の健全な発達、公衆衛生の向上そして公共用水域の水質保全のためとされている（下水道法令研究会編著『逐条解説下水道法〔初版〕』86 頁。なお法 1 条参照）。

A 町は 10 条 1 項但書の許可についての審査基準を定め公開している。A 町長は本件許可申請につき、専ら同審査基準の注 2 [2] に該当しないことを理由として不許可決定をした。そこで北海道製紙は本件決定の取消しを求めて出訴した。訴訟において A 町長は本件審査基準につき、石狩川は全国有数の清流であるから行政にはその水質維持に万全を期する責務があるところ、私人の処理施設による処理済水は、その維持管理の程度及び能力の如何によっては悪質下水の可能性があり、また下水道関連の諸施設は事業計画（法 4 条・6 条参照）策定段階において将来の排出量を予測しその排出量を処理できる規模の施設を建設するものとされているところ、一度事業計画において公共下水道に取り込むものとされた汚水がその後私人が自己処理をして直接放流されると既存の下水道施設の稼働率が低下し使用料収入が減少することにより下水道事業の運営が圧迫されることから下水道整備が遅れ公共用水域の水質保全が停滞することになり、法 10 条 1 項の公共下水道利用強制及び本件審査基準にはこのような弊害を防止する趣旨もあると主張している。

北海道製紙は訴訟において如何なる行政法上の主張をするのが適当であると考えられるか。A 町長の主張を踏まえつつ論ぜよ。

【参照条文】下水道法

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道……の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（事業計画の策定）

第 4 条① 前条の規定により公共下水道を管理する者（……）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

（事業計画の要件）

第 6 条 第 4 条第 1 項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（……）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

（排水設備の設置等）

第 10 条① 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、……その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水

法学教室 454 号 演習・問題文

管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

○下水道法 10 条 1 項但書の許可についての審査基準

次に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、排水設備設置義務の免除及びこれによる下水の河川等への直接放流の許可を決定するものとする。

- (1) 公共用水域に放流しようとする下水（以下「放流下水」という）の水質が、下水道法施行令第 6 条に規定する技術上の基準に比して同等以上と認められること。
- (2) 〔略〕
- (3) 前号の公共用水域に放流させるために設けられる排水管きよ、その他これに付随する設備と排水設備とが完全に分離されていること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項。

注 1 (1)の「技術上の基準」は、次のとおりである。

〔1〕水素イオン濃度 5.8 以上 8.6 以下

〔2〕生物化学的酸素要求量〔以下略〕

2 (4)の「管理者が特に必要と認める事項」は、次のとおりである。

- 〔1〕放流下水は、当該下水を放流する事業場が存する処理区の終末処理場放流水と同等以上の水質であること。
- 〔2〕放流下水は、排水処理施設等を経由しない、未処理の状態であること。

民法

都筑満雄（南山大学教授）

Xは、投資で成功して財を成し、これを元手に邸宅を建てることにし、Y所有の土地（以下、本件土地とする）を購入した。その際、Yは、測量士に依頼して測量をしたところ、本件土地の面積は1000m²あった。そこで、1m²あたり50万円として、本件土地の売買代金を5億円とすることで合意した。その後まもなく、Xは代金を支払い、本件土地はXに引き渡された。なお、本件土地はYが化学製品製造業を営むAから購入した工場跡地であった。また、XY間の売買契約締結の前から近隣の再開発が始まっており、本件土地の地価は右肩上がりでも上昇していた。しかし、本件土地については次の問題が判明した。以下それぞれの場合の法律関係について述べなさい。なお、各設問は独立している。

（問い1）XがYから本件土地を購入したとき土壌には化学物質甲が含まれていた。XY間の売買契約締結当時は、甲について法令の規制はなく、土壌に含まれる甲が健康に被害をもたらすおそれがあるとは認識されていなかった。しかし、その後、法令において甲が健康被害を生じさせる恐れのある有害物質とされて、基準値が設定された。Xは甲が有害物質となったことを知り、本件土地の調査を行ったところ、基準値を超える甲が含まれていた。そこで、やむなく、Xは1億円をかけて土壌汚染対策措置を実施した。

XはYに対して損害賠償としてこの費用を請求することができるか。

（問い2）Yが本件土地を測量したとき、Yは測量士に隣接地との境界を誤って伝えてしまっており、本件土地の面積は実際には900m²しかなかった。

（1）その後、Xが、邸宅を建てるにあたり、再度本件土地の測量をしたところ、土地の数量不足に気が付いた。本件土地はこの時には1m²あたり80万円になっていた。

XはYに対して、8000万円の損害賠償を請求することができるか。

（2）XがYとの間で売買契約を締結し、引渡しを受けたのが平成22年3月20日、Xが本件土地が100m²足りないことを知ったのが平成28年9月12日、XがYに対して訴訟を提起したのが平成30年3月18日であったとして、Xは100m²の代金に相当する5000万円の代金減額を請求することができるか。

商法

鈴木隆元（岡山大学教授）

Y 株式会社は、監査役を置く公開会社であるが、上場会社ではない。Y 社では、平成 25 年に開催された株主総会において、取締役全員分の確定金額の年間報酬総額の上限を、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き、6000 万円とし、各取締役の報酬額の配分を取締役会に一任する旨の決議がされていた。Y 社では、役職に応じて額の定まる取締役報酬支給内規が用いられており、使用人の給与体系も確立している。

Y 社は、平成 29 年 6 月 27 日に定時株主総会を開催し、取締役 4 名選任決議（A・B・C が重任、D が新任）及び退任取締役 E に対する退職慰労金支給決議がなされた。退職慰労金支給の議案は、「Y 社所定の基準に従い相当の範囲内で退職慰労金を支給することとし、具体的金額は取締役会に一任する」であった。この審議に際し、株主 F より、退職慰労金の額を明示するよう質問があった。これに対し、議長 A は、数値を代入すれば支給額が一義的に算出できることを含め、所定の基準の内容のあらましを説明し、所定の基準は Y 社本店において株主の閲覧に供しており、その旨は招集通知にも記載してあると述べた。

同日、株主総会終了後、Y 社取締役会が開催され、A を代表取締役社長、B を専務取締役、C を常務取締役、D を使用人兼務取締役とし、各取締役の報酬月額を、内規に基づき、A200 万円、B120 万円、C100 万円、D30 万円（使用人分給与を除く）とする決議がされた。

平成 30 年 7 月ころから、Y 社の経営方針をめぐる、A と C の間で深刻な対立が生じ、同年 10 月頃には、修復不可能な状況になっていた。同年 11 月開催の Y 社取締役会では、内規に非常勤取締役の役職及びその報酬月額を 1 万円とする規定を新たに設け、C を非常勤取締役とし、報酬月額を 1 万円とする決議がなされた。さらに同年 12 月開催の Y 社臨時株主総会において、C の報酬月額を 1 万円とする決議がされた。しかし C は報酬減額に同意していない。Y 社は平成 31 年 1 月以降、C に対する報酬月額を 1 万円に減額した。

問 1 平成 29 年の A らの報酬決定は適法か、また E への退職慰労金支給決議は適法か。

問 2 C は、Y 社に対し、平成 31 年 1 月以降、減額前の報酬を請求できるか。

民事訴訟法

渡部美由紀（名古屋大学教授）

Xの主張によれば、Xは、平成10年10月、甲建物（共同住宅）の一部（以下「本件建物」という）につき、その前所有者である訴外Aから、賃料月額100万円、期間5年の条件で借り受けることになり、Aに対して敷金1000万円を差し入れ、本件建物の引渡しを受けた。その後、平成13年9月に、YはAから本件建物の所有権を取得し、賃貸人の地位も承継し、Xとの間で、3回の契約更新がされた。

- (1) Yは、Xが賃料を4か月分滞納していると主張し、Xに対して未払賃料分400万円の賃料債権が存在することの確認を求める訴えを提起した。この訴えは適法か。
- (2) Yは、平成27年3月25日、Xに対して、同年4月1日から賃料を月額200万円に増額する旨の意思表示をした（借地借家32条1項）。これに対して、Xは、増額は不当であるとして、従前の賃料額を支払っている。Yは、調停を申し立てたが、不成立に終わったため、平成29年5月1日、賃料が平成27年4月1日から月額200万円であることの確認を求める訴えを提起した。この訴えは適法か。
- (3) Yは、XがAに敷金を差し入れていないため、敷金返還義務はないと主張している。そこで、Xは、賃貸借契約継続中ではあるが、Yに対して敷金返還請求権が存在することの確認を求める訴えを提起した。この訴えは適法か。

刑法

豊田兼彦（大阪大学教授）

X（25歳，筋骨隆々の男性）は，^{ひとけ}人気のない深夜の路上で，Xと交際中のA（30歳，女性）がB（55歳，中肉中背の男性）に抱き付かれているのを目撃した。

この事実に続き，次の(1)ないし(4)の各事実が認められた場合，Xの罪責はどうか。

(1) Bは，Aに無理やりキスをしようとしていた。Xは，Aを助けるため，Bを羽交い絞めにしてAから引き離したが，その際Bを転倒させ，Bに傷害を負わせた。

(2) Bは，Aに無理やりキスをしようとしていた。Xは，Aを助けるため，その場にあった重い鉄パイプをBの頭部に振り下ろして殴打し，Bに重傷を負わせた。

(3) Aは，Bとも交際中で，Bとキスをしようとしていた。Xは，BがAに無理やりキスをしようとしていると誤信し，Aを助けるつもりで，Bを羽交い絞めにしてAから引き離したが，その際Bを転倒させ，Bに傷害を負わせた。

(4) Aは，Bとも交際中で，Bとキスをしようとしていた。Xは，BがAに無理やりキスをしようとしていると誤信し，Aを助けるつもりで，その場にあった重い鉄パイプをBの頭部に振り下ろして殴打し，Bに重傷を負わせた。

刑事訴訟法

清水 真（明治大学教授）

特別養護老人ホーム「甲ハイム」に入居中の V が夜間、非常階段から転落死した。「甲ハイム」事務長の A は、要介護度が高く、一人で歩くことの困難な V が一人で非常階段に行くはずがないと考え、臨場した警察官に自身の抱く疑念を表明した。当該警察官の報告を基に、殺人事件の可能性を視野に入れて捜査が開始されたところ、捜査主任 B は事件当夜の当直介護職員の内、X が入居者に対して頻りに暴言を吐いていたこと、V を含む入居者の中には X が姿を現した途端に恐怖の表情を浮かべ、反射的に両手でいわゆる防御姿勢をとっていた者が多いこと等を知った。また、V が転落死する 3 時間前に清掃員が V の車椅子の残っていた非常階段扉・手すりを清拭していたにもかかわらず、これらの場所と車椅子から X の指紋が検出されたので、X に任意出頭を求め取り調べたところ、V の殺害を認める供述が得られたため、X を V 殺害の被疑事実で逮捕した。A によれば、V が生前、入浴時以外は身に付けていた超高級腕時計が見つからないことから、取調官は X をこの点でも取り調べた。すると、X が当該時計を窃取したところ V から腕をつかまれ大声を出されたため、失職と刑事処分を恐れて V を事故に見せかけて殺害し、自宅に隠し場所がないため当該時計を近郊の「乙溪谷」に隠した旨供述したため、B の請求で X の強盗殺人被疑事件につき、「乙溪谷」を捜索場所、V の当該時計を差押対象物とする令状が午後 3 時に発付された。X が当該時計の隠匿場所の見取図を描くことができず、現地に行けば指示できる旨供述したため、午後 3 時 30 分、X を捜索に立ち合わせるべく出発しようとしていたところ、X の父に依頼されて弁護士 C が来庁し、受任するつもりで即時接見を求めた。B は「詳しい事情は後刻御説明致しますが、急ぐ用事があるので、10 分以内で接見を済ませて頂けますか。それ以上の接見をお望みならば午後 7 時以降に 30 分以上の接見が可能です。」と回答した。なお、「乙溪谷」は、X が留置されている場所から自動車で片道 1 時間の距離にあるが、様々な化石が容易に収集できることでマニアの間では有名な場所であり、平日でも昼夜を問わず、近隣住民の他、マニアが遠方から来ることが多い。

本件接見指定は適法か。